

保育園・認定こども園

一時預かりのご案内

市内の保育園・認定こども園の一部で、船橋市在住のお子様をお預かりする一時預かり事業を実施しています。

1. 利用できるお子様

船橋市にお住まいの生後57日目から小学校就学前の健康なお子様。

ただし、お子様の健康状況や月齢が低い等の理由により利用できない場合もあります。

※出産や看護・介護のために船橋市内に里帰りをされているお子様も利用可能です。

2. 利用時間

下表の時間のなかで、ご家庭で保育ができない時間にご利用いただけます。

※実施園により利用時間が異なる場合がございますので、詳細は直接実施園にお問い合わせください。

曜日	通常保育時間 (A・B利用)	時間外保育時間 (A利用のみ)
月曜日～金曜日	午前9時から午後5時まで	午前8時から午前9時 午後5時から午後6時
土曜日	午前9時から午後1時まで	午前8時から午前9時

※ご利用にあたりましては、基本時間を9時から5時までとし、通勤時間等の理由により実施園が認めた場合には、時間外保育として最大午前8時から午後6時までご利用いただけます。

ただし、6か月未満のお子様は、時間外保育をご利用できません。

※午前（午前9時から午後1時まで）又は午後（午後1時から午後5時まで）のみの短縮利用（半日利用）もありますので、ご都合にあわせて選択してください。

※事前に予約をとっている時間のみのご利用となります。

3. 休日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）および実施園の休園日